

1 介護老人福祉施設の現行の報酬体系

		介護福祉施設 サービス費	小規模 介護福祉施設 サービス費	旧措置 介護福祉施設 サービス費	旧措置小規模 介護福祉施設 サービス費	
(I) 介護・看護職員の 配置 3 : 1	要介護状態以外	-	-	796 単位	907 単位	× 夜勤の勤務条件に関する 基準を満たさない場合 97 / 100 を算定
	要介護 1	796 単位	907 単位	866 単位	986 単位	
	要介護 2	841 単位	958 単位	950 単位	1,082 単位	
	要介護 3	885 単位	1,009 単位			
	要介護 4	930 単位	1,059 単位			
	要介護 5	974 単位	1,110 単位			
() 介護・看護職員の 配置 3.5 : 1	要介護状態以外	-	-	717 単位	760 単位	× 利用者の数が運営規程 に定める利用定員を超え ているとき 介護職員、看護職員、 介護支援専門員の員数が 基準に達していないとき 70 / 100 を算定
	要介護 1	717 単位	760 単位	779 単位	826 単位	
	要介護 2	757 単位	802 単位	855 単位	906 単位	
	要介護 3	797 単位	844 単位			
	要介護 4	837 単位	887 単位			
	要介護 5	877 単位	929 単位			
() 介護・看護職員の 配置 4.1 : 1	要介護状態以外	-	-	671 単位	730 単位	×
	要介護 1	671 単位	730 単位	730 単位	794 単位	
	要介護 2	709 単位	771 単位	801 単位	871 単位	
	要介護 3	746 単位	812 単位			
	要介護 4	784 単位	852 単位			
	要介護 5	821 単位	893 単位			

+	機能訓練体制加算	12 単位加算	1 日につき
	常勤医師配置加算	20 単位加算	1 日につき
	精神科医療養指導加算	5 単位加算	1 日につき
	障害者生活支援体制加算	26 単位加算	1 日につき
	外泊時費用	320 単位	1 日につき (月 6 日を限度、外泊の初日と最終日を除く)
	初期加算	30 単位加算	1 日につき (入所から 30 日以内)
	退所前後訪問相談援助加算	460 単位	入所中 1 回 (又は 2 回)、退所後 1 回を限度
	退所時相談援助加算	570 単位	1 回限り

2 - 1 介護老人福祉施設の報酬体系を考える視点 【施設規模、要介護度、その他】

現行の報酬体系

【施設の規模による区分】

小規模施設（定員26～30人）とそれ以外の2区分

- ・小規模施設以外の施設は、50人定員の事業収入・支出を基に、単価を設定。

【要介護度による区分】

介護保険施行後の入所者	要介護1～5の5区分 *
旧措置入所者	自立・要支援（*の要介護1と同じ） ・要介護1
	要介護2、3（*の要介護2、3の間）
	要介護4、5（*の要介護4、5の間）

旧措置入所者の費用負担：10% 所得に応じ0%、3%、5%（平成17年3月31日までの経過措置）

【介護・看護職員の配置による区分】

入所者数:職員数 = 3:1、3.5:1、4.1:1の3区分

【加算】

初期、外泊時、機能訓練体制、常勤医師、退所前後訪問相談援助等

【減算】

夜勤職員数欠如、定員超過利用、人員基準欠如

論点

【施設の規模による区分】

施設の規模に応じて介護報酬を設定することについてどう考えるか。報酬設定のモデルとする施設規模をどう考えるか。

（勘案すべき要素）

- ・大規模施設における固定費用に関するスケールメリット
- ・サービスの質・効率的運営の観点からの適切な施設規模
- ・地域の人口規模、在宅サービスの拠点
- ・僻地、都市部の立地
- ・大規模施設の機能と役割
- ・施設規模による報酬の差に伴う入所者の一部負担の相違等

【要介護度による区分】

入所希望の多い現状にかんがみ、要介護度の重い者を優先的に入所させることについてどう考えるか。

- ・この場合、要介護度別の報酬単位についてどう考えるか。
- 旧措置入所者の報酬区分及び単位についてどう考えるか。

【その他】

介護・看護職員の配置による区分、各種加算・減算についてどう考えるか。

新たに評価すべき機能等についてどう考えるか。

データ

[施設の規模]

定員規模による施設数の分布

(平成 12 年 10 月 介護サービス施設・事業所調査)

定員規模 (人)	施設数 (か所)		定員数 (人)	
	割合 (%)		割合 (%)	
~ 25	2	0.0	40	0.0
26 ~ 30	172	3.9	5,151	1.7
31 ~ 49	27	0.6	1,054	0.4
50	2,213	49.6	110,650	37.0
51 ~ 69	310	6.9	17,844	6.0
70	184	4.1	12,880	4.3
71 ~ 79	52	1.2	3,891	1.3
80	593	13.3	47,440	15.9
81 ~ 99	161	3.6	14,204	4.8
100	422	9.5	42,200	14.1
101 ~	327	7.3	43,558	14.6
合計	4,463	100.0	298,912	100.0
平均	1 施設当たり 67.0 人			

旧措置費の事務費の体系

29 区分、定員が大きくなるに従い措置単価は逡減

介護報酬と旧措置費の事務費単価の比較 (入所者 1 人当たり、月額)

介護報酬	旧措置費の事務費単価
27.2 万円	定員 50 人 : 27.2 万円
介護福祉施設サービス費	定員 70 人 : 27.0 万円
平均要介護度 3.23	定員 80 人 : 25.9 万円
介護・看護職員配置 3:1	定員 100 人 : 24.2 万円
その他地域	

(旧措置費は介護報酬に関する実態調査(平成 11 年)による)

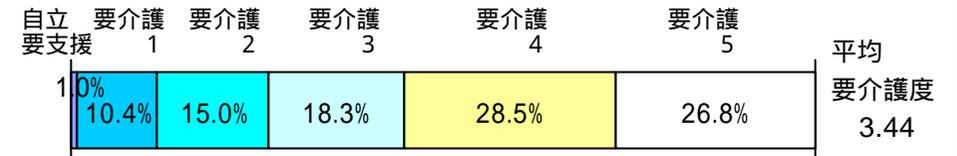
旧措置費に含まれていない減価償却費を含み、旧措置費に含まれてい

た日用品費等を控除した調整後の試算

[要介護度による区分]

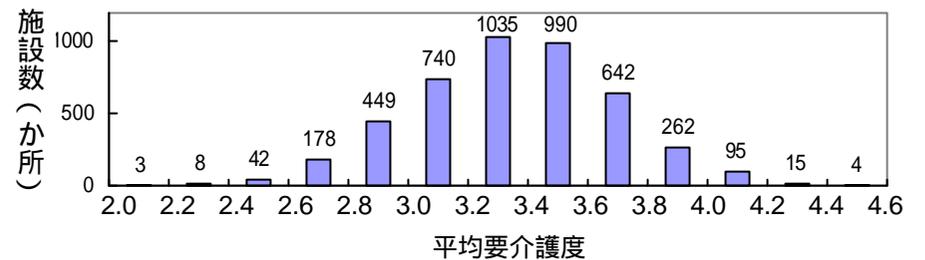
介護老人福祉施設入所者(入所日数)の要介護度別の割合

(国保連 平成 13 年 5 月審査分)



入所者の平均要介護度別の施設数の分布

(平成 12 年 10 月 介護サービス施設・事業所調査)



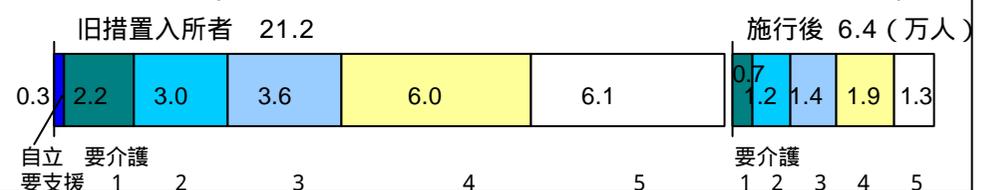
入所者の要介護度の違いによる介護報酬額の試算

(介護福祉施設サービス費、介護・看護職員配置 3 : 1、その他地域)

平均要介護度 3.23 (介護報酬設定時)	平均要介護度 3.44 (要介護 1~5)	要介護 3~5のみ	要介護 4・5のみ	要介護 5のみ
27.2 万円	27.5 万円	28.4 万円	28.9 万円	29.6 万円

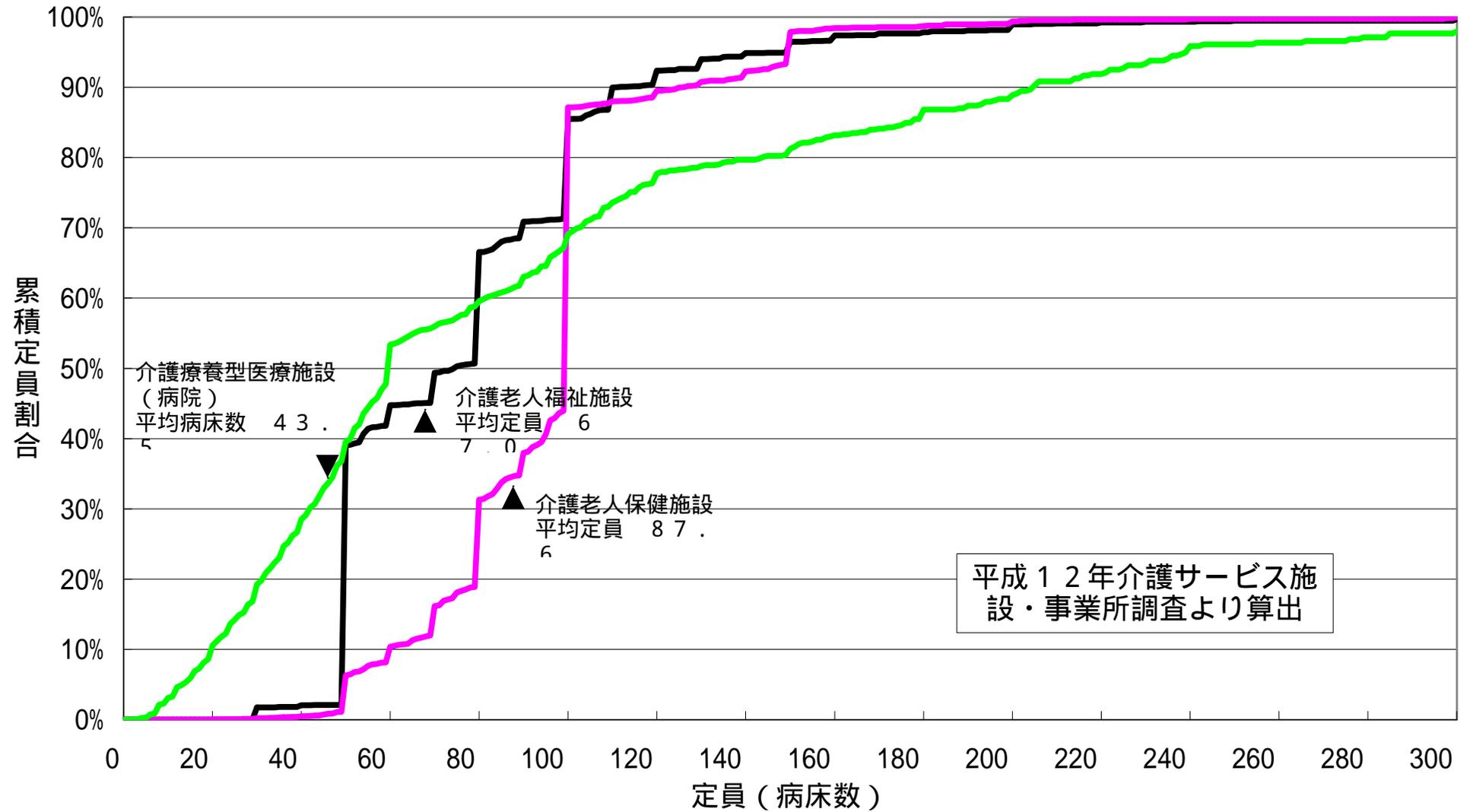
旧措置入所者と介護保険施行後の入所者数

(国保連平成 13 年 5 月審査分、各日の入所者数の平均)

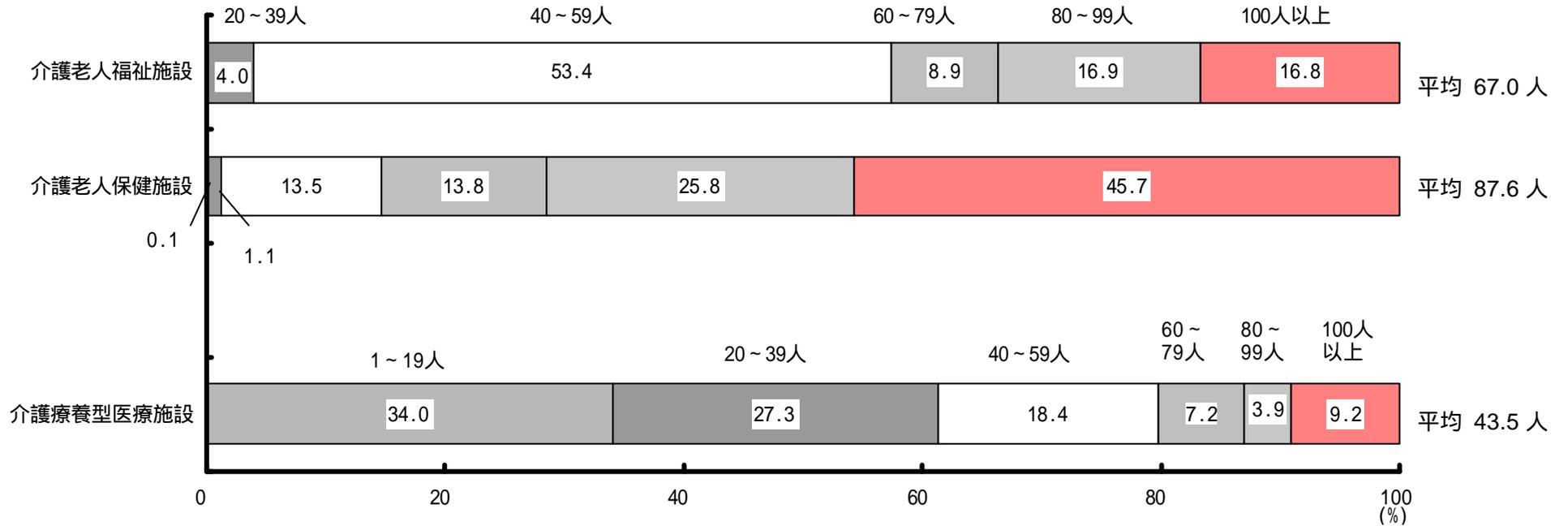


2-2 参考資料

介護保険施設累積定員数



定員（病床数）規模別にみた施設数の構成割合



介護療養型医療施設は、介護保険適用の病床数の規模別にみた施設数。診療所を除く。

資料；平成12年介護サービス施設・事業所調査

各施設の規模の分布

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
平均定員	67.0人	87.6人	43.5人
施設規模の分布	定員20人区分でみた 施設数分布の最頻値 < 平均定員 40~59人 (53.4%) 67.0人 50人定員の施設数の割合 49.6% 80人定員の施設数の割合 13.3%	定員20人区分でみた 施設数分布の最頻値 > 平均定員 100人以上 (45.7%) 87.6人 100人定員の施設数の割合 37.8% 80人定員の施設数の割合 13.6%	定員20人区分でみた 施設数分布の最頻値 < 平均定員 1~19人 (34.0%) 43.5人 分布の特に集中する施設規模はない

介護老人福祉施設

介護給付費に関するデータ（国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分）

介護老人福祉施設総費用		92,751,319	千円						
介護給付費全体に占める割合		28.5	%						
			要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(平均要介護度)
利用者数(人)	287,305	2,812	29,741	42,844	52,389	81,940	77,579	3.45	
構成割合	100%	1.0%	10.4%	14.9%	18.2%	28.5%	27.0%		
利用者1人当たり平均単位数 /月(単位)	26,240	23,698	23,302	25,042	25,374	27,423	27,456		
利用者1人当たり平均利用日数 /月(日)	28.8	29.5	29.0	28.9	28.8	28.8	28.5		
利用者1日当たり平均単位数 (単位)	912.1	802.4	803.9	866.7	879.6	952.9	962.5		
		社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	その他法人	都道府県	市町村	広域連合・ 一部事務組合等	その他	
請求事業所数	4,539	4,069	22	8	32	247	143	41	
	100%	89.6%	0.5%	0.2%	0.7%	5.4%	3.2%	0.9%	
1事業所当たり平均費用額 /月(千円)	20,432	20,263	14,582	29,264	34,437	20,825	21,331	10,762	
1事業所当たり平均実人数 /月(人)	63.3	62.8	44.9	90.3	106.4	64.9	66.9	32.8	
利用者1人当たり平均費用額 /月(円)	322,687	322,890	324,711	324,254	323,634	320,909	318,879	327,802	

要介護状態区別

		要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	(平均要介護度)
利用実日数 (日)	8,265,294	83,047	862,075	1,237,895	1,511,166	2,358,206	2,212,905	3.44
構成割合	100%	1.0%	10.4%	15.0%	18.3%	28.5%	26.8%	
利用単位数 (千単位)	7,538,897	66,638	693,032	1,072,903	1,329,292	2,247,057	2,129,975	
	100%	0.9%	9.2%	14.2%	17.6%	29.8%	28.3%	

施設基準・サービス種類別

		介護福祉施設	小規模介護 福祉施設	旧措置介護 福祉施設	旧措置小規模 介護福祉施設
算定日数 (日)	8,255,985	1,868,204	38,289	6,237,515	111,977
	100%	22.6%	0.5%	75.6%	1.4%
算定単位数 (千単位)	7,487,658	1,679,699	39,290	5,653,127	115,541
	100%	22.4%	0.5%	75.5%	1.5%

人員配置別

		職員配置 (3:1)	職員配置 (3.5:1)	職員配置 (4.1:1)
算定日数 (日)	8,255,985	8,061,001	180,653	14,331
	100%	97.6%	2.2%	0.2%
算定単位数 (千単位)	7,487,658	7,331,744	145,081	10,833
	100%	97.9%	1.9%	0.1%

各種加算の状況

	常勤医師 配置加算	精神科医 指導加算	障害者生活 支援加算	機能訓練加算	外泊時費用	初期加算	退所前後 訪問相談	退所時 相談援助
算定日数 (日)	353,315	2,298,085	50,518	3,355,084	73,499	260,413	35	71
(施設サービス日数に対する割合)	4.3%	27.8%	0.6%	40.6%	0.9%	3.2%	0.0%	0.0%
算定単位数 (単位)	7,066,300	11,490,365	1,313,468	40,261,008	23,511,392	7,811,188	16,100	40,470
(施設サービス総単位数に対する割合)	0.09%	0.15%	0.02%	0.53%	0.31%	0.10%	0.00%	0.00%

食事提供費用額、提供日数

		基本食? (2120円)	基本食? (2120-200)	基本食? (2120-600)	特別食? (2120+350)	特別食? (2120-	
提供日数 (日)	8,139,690	3,870,977	3,633,915	8,777	396,708	229,313	?管理栄養士によって管理されている等
	100%	47.6%	44.6%	0.1%	4.9%	2.8%	?管理栄養士ではなく、栄養士によって管理されている等
費用額 (千円)	16,705,266	8,206,433	6,981,308	16,874	979,863	520,788	?管理栄養士、栄養士によって管理されていない等
	100%	49.1%	41.8%	0.1%	5.9%	3.1%	

サービス提供施設に関するデータ(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

施設数 - 定員 - 在所者数

	施設数(か所)	定員(人)	在所者数(人)	1施設当たり 定員(人)	利用率(%)
介護老人福祉施設	4,463	298,912	296,082	67.0	99.1

在所者数には、入院・外泊の者を含む。

従事者数

(常勤換算)	総数(人)	常勤(人)	非常勤(人) (常勤換算)	1施設あたり従事者数 (常勤換算)	総数(人)	常勤(人)	非常勤(人) (常勤換算)
総数	168,257	150,316	17,941	総数	37.70	33.68	4.02
医師	1,112	234	878	医師	0.25	0.05	0.20
看護婦(士)	5,615	5,144	471	看護婦(士)	1.26	1.15	0.11

准看護婦（士）	7,949	7,378	571	准看護婦（士）	1.78	1.65	0.13
介護職員	104,028	93,618	10,410	介護職員	23.31	20.98	2.33
理学療法士	239	104	135	理学療法士	0.05	0.02	0.03
作業療法士	103	67	36	作業療法士	0.02	0.02	0.01
言語聴覚士	14	9	5	言語聴覚士	0.00	0.00	0.00
生活相談員	5,565	5,524	41	生活相談員	1.25	1.24	0.01
介護支援専門員	3,401	3,344	57	介護支援専門員	0.76	0.75	0.01
管理栄養士	2,369	2,344	25	管理栄養士	0.53	0.53	0.01

在所期間別在所者数の割合		総数	3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年以上	平均在所期間
介護老人福祉施設	(人)	296,082	13,171	15,569	30,290	53,535	39,016	32,799	25,721	84,696	1,445.5
		100%	4.4%	5.3%	10.2%	18.1%	13.2%	11.1%	8.7%	28.6%	(日)

退所後の行き先別にみた退所者数の構成割合と平均入所日数		
	退所者数	平均入所日数 (日)
総数	2,632 (人)	1,455.5
	(100.0%)	
家庭	3.6%	652.1
介護老人福祉施設	1.4%	825.8
その他社会福祉施設	0.3%	1,740.9
介護老人保健施設	1.1%	676.7
医療機関	34.9%	1,322.1
死亡	57.0%	1,617.7
その他	1.6%	1,391.1

介護老人福祉施設の報酬体系を考える視点 【全室個室・ユニットケア・ホテルコスト】

基本的考え方

居住福祉型の特別養護老人ホームを整備

- ・ 「生活の場」である特別養護老人ホームにおいて、個人の自立した日常生活を支援
- ・ 集団処遇型のケアから個人の自立を尊重したケアへの転換

全室個室

ユニットケア(施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケア)

- ・ 「個室・ユニットケア」の意義
 - 入居者の個性とプライバシーの確保
 - 入居者の相互交流
 - 入居者のストレスの減少
 - 家族訪問の促進
 - インフルエンザ等の感染症の防止

- ・ ホテルコスト

居住環境が抜本的に改善されることから、ホテルコストを自己負担(15年度～)

(参考) 規制改革推進3か年計画(13.3.30閣議決定)

特別養護老人ホーム等のホテルコストの在り方
 「施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図り、競争の促進により介護サービスの質を向上させるために、特別養護老人ホーム等のホテルコストについて、入居者の居住性や低所得者への対応に配慮しつつ、見直しを検討する。」

全室個室・ユニットケアの構造

多様な生活空間の確保など居住環境を重視した構造

分類	個人スペース=ユニット		その他のスペース
	個人的空間(個室)	準個人的空間	利用者の共用空間
機能	入居者個人の所有物を持込み、管理する空間	個室の近くにおいて、少数の入居者が食事・談話に利用する空間	多数の入居者を対象にリハビリテーション等のプログラムなどが行われる空間 地域住民にも開かれ、入居者と地域の交流が可能な空間 その他、職員が事務などに使用する事務管理部門
構造	原則8畳(約13.2㎡)以上(収納・洗面設備含む。トイレ面積除く。)	簡単な調理・食事・談話等が可能な面積・設備。 10人前後のユニット トイレは分散して、居室(生活単位)ごとに設置。	/
建設費用	利用者からホテルコストとして徴収 (低所得者は負担軽減)		施設整備費補助 + 減価償却費相当分の介護報酬
介護報酬	通常所得者(A) = 従来の介護報酬 - 個人スペース部分の減価償却費 - 光熱水費等 低所得者(B) = (A) + 負担軽減分		

整備方針(14年度～)

- ・ 新設 居住福祉型の整備を基本(当面、従来型の整備も認める)
- ・ 既存施設 改築等を行う場合は上記の新設に準じた取扱い(当面、一律の移行期限なし)

介護報酬上の論点

【ホテルコストの範囲】

利用者から徴収する（＝従来の介護報酬・施設整備費補助から除外する）ホテルコストの範囲等をどう考えるか。

（考えられるもの）

- ・ 個人スペースの建物関連費用（借入金の元本を含む）
- ・ 建設資金を借り入れた場合の借入金の利子
- ・ 準個人的空間の器具備品（家具・家事用品・耐久財等）
- ・ 個人スペースにかかる光熱水費、燃料費、修繕費

施設毎の任意の設定に委ねてよいものと一律な規制が必要なものをどう考えるか。

（例）

- ・ 1 m²当たり建築単価 †
- ・ 建築面積 ‡
- ・ うち 個室等の建築面積
- ・ 建物関連費用の償却年数

† 地域、建築面積、階数・構造等の要因により変化。

‡ 高層化等の要因により変化。

関連するデータ

【ホテルコストの試算*1】

試算額 (1人月額)	試算の前提条件	
	建築単価	借入金利
4.4万円	国庫補助基準単価 189,200 円/m ² *2	2.0%
5.1万円		5.0%
4.5万円	国庫補助基準単価 218,600 円/m ² *3	2.0%
5.4万円		5.0%

*1 個人スペースの建物関連費用、借入金利子、光熱水費、燃料費、建物関連の修繕費を試算し、準個人的空間の器具備品費は除外した。

*2 通常の地域に適用される本体工事基準単価。

*3 北海道、東京都、大阪府などの地域に適用される本体工事基準単価に、特別区・政令指定都市・中核市といった都市部に建設する場合に適用される都市部特例（10%）割増加算した後の本体工事基準単価

*4 償却年数は20年とした。

介護報酬上の論点

【低所得者の範囲・負担軽減額】

介護報酬により利用者負担を軽減する低所得者の範囲をどう考えるか。

(例)

- ・ 保険料段階の第1段階の対象者
- ・ 保険料段階の第1段階と第2段階の対象者

低所得者が負担する(=介護報酬により負担を軽減する)額をどう考えるか。

【その他】

ユニットケア(個室及び準個人的空間におけるケア)のあり方と介護報酬への影響をどう考えるか。

関連するデータ

【特別養護老人ホームの入所者の保険料段階】(平成13年5月国保連審査分)

保険料段階	全体比	1段階	2段階	3~5段階
		(300円/日)	(500円/日)	(780円/日)
新規入所者	28.0%	11.5%	56.5%	32.0%
旧措置入所者†	72.0%	38.0%	58.1%	3.9%
老人保健施設		3.8%	22.4%	73.7%
介護療養型医療施設		6.8%	24.2%	69.0%

† 旧措置入所者は食費の特例標準負担額により分類した。

【高齢者世帯の1ヶ月間の支出】(平成11年全国消費実態調査)

世帯区分	住居		光熱・水道	家具・家事用品	+	+
	住居	家賃 *3				
平均年間収入の世帯						
2人世帯(年収487.6万円)*1	1.9万円	3.1万円	1.7万円	1.1万円	4.7万円	5.8万円
1人世帯(年収213.8万円)*2	2.1万円	3.3万円	1.0万円	0.8万円	3.9万円	5.2万円
年収200万円未満の2人世帯 (2人世帯に占める割合6.27%)	1.2万円	2.5万円	1.4万円	0.6万円	3.2万円	4.5万円

*1 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

*2 60歳以上の単身無職世帯

*3 家賃・地代額、および、家賃を支払っている世帯の割合から、実際の支出額を推計。

【先行事例のユニットケアの状況】

全室個室の特別養護老人ホーム: 21施設(全国) (平成12年10月1日現在)

現在把握している、全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム4施設の状況

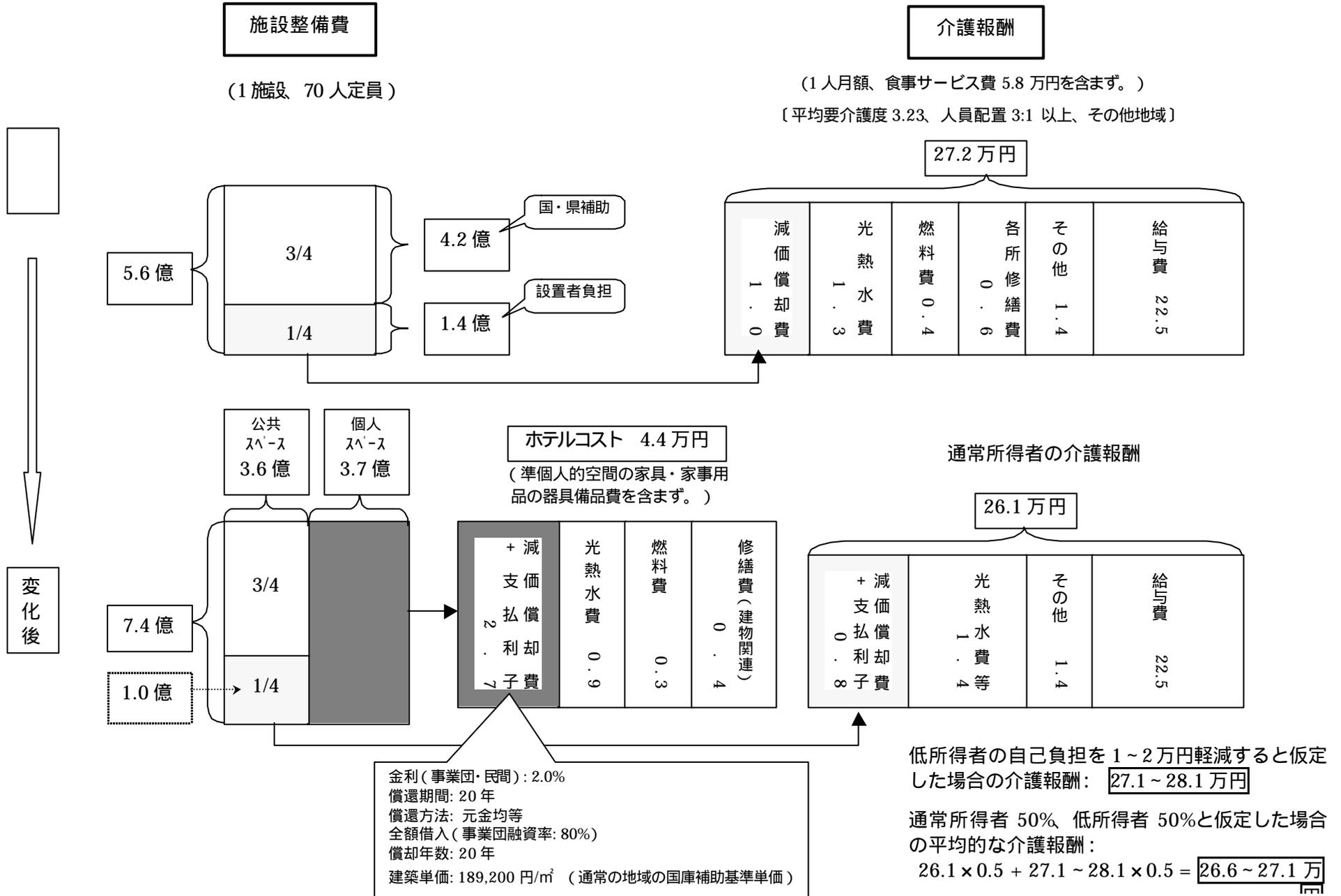
ユニット規模: 6人程度~20人程度

人員配置(昼間): 1ユニット毎に1~2人~複数ユニット毎に複数人

人員配置(夜間): 2ユニット毎に1人~複数ユニット毎に1~2人

3 - 2 参考資料

全室個室・ユニットの整備とホテルコストの徴収に伴う費用負担の変化(試算)



居住福祉型特別養護老人ホームのホテルコストに関連する基礎データ

1. 第1号被保険者、特別養護老人ホーム入所者等の所得状況

保険料段階の割合(全国第1号被保険者全体)

第1段階 (生活保護受給者・老齢福祉年金受給者)	第2段階 (市町村民税世帯非課税者)	第3～5段階
2.2%	29.0%	68.8%

(注)平成12年1月「介護円滑導入臨時特例交付金」交付額算定調書

保険料と年間収入の関係

第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 (年額 41.2 万円(12.4 現在))		
第2段階	市町村民税世帯非課税	高齢者夫婦世帯の場合、 夫・妻のそれぞれの	年金収入 266.6 万円以下 給与収入 204.4 万円以下
第3段階	市町村民税本人非課税	被保険者本人の	年金収入 266.6 万円以下 給与収入 204.4 万円以下
第4段階	市町村民税本人課税 (所得控除後の合計所得 金額: 250 万円未満)	被保険者本人の	年金収入 433.3 万円以下 給与収入 380.0 万円以下
第5段階	市町村民税本人課税 (所得控除後の合計所得 金額: 250 万円以上)	被保険者本人の	年金収入 433.3 万円以上 給与収入 380.0 万円以上

食費の標準負担額の区分割合（平成13年5月国保連審査分）

標準負担額(月額)	300円/日 (生活保護受給者・ 高齢福祉年金受給者) (第1段階)	500円/日 (市町村民税世帯非課税者) (第2段階)	780円/日 (第3～5段階)
特別養護老人ホーム (保険料非課税)			
	30.5%	57.7%	11.8%
うち 新規入所者	11.5%	56.5%	32.0%
うち 旧措置入所者	38.0%†	58.1%	3.9%
老人保健施設	3.8%	22.4%	73.7%
介護療養型医療施設	6.8%	24.2%	69.0%

† 特定標準負担額 300円未満を含む。

旧措置入所者の利用者負担の特例と対象収入階層の関係

被措置者 対象収入階層*1	費用徴収 基準月額	食費負担			自己負担		
		月額	日額	構成比*2	月額	負担率	構成比*2
24万円以下	0 - 8,300	0 - 8,300	0 - 277	9.6%	0	0%	18.3%
24-34	10,000 - 16,600	9,000	300	28.3%	0	0%	26.5%
34-40	18,300 - 21,600	9,000	300		8,174	3%	
40-48	23,300 - 28,300	15,000	500	58.1%	8,174	3%	11.5%
48-68	30,000 - 38,000	15,000	500		13,623	5%	
68-266.6	40,000 - 168,600	15,000	500	3.9%	24,600*3	10%	43.6%
266.6万円以上	168,600 -	23,400	780		27,245	10%	

*1 「対象収入」とは、収入として認定するもの(年金・恩給等の収入、財産収入、利子・配当収入など)から必要経費(租税、社会保険料、医療費など)を控除した額。

*2 構成比は平成13年5月国保連審査分による。

*3 高額介護サービス費の世帯上限額。

2. 高齢者世帯の所得状況

65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別の平均所得金額(平成12年国民生活基礎調査)

世帯構造	1世帯当たり 平均所得金額 (万円)	公的年金・恩給の 占める割合 (%)	世帯人員1人当たり 平均所得金額 (万円)	平均世帯 人員 (人)	平均有業 人員 (人)	
65歳以上の者のいる世帯 (構成比)						
単独世帯	19.7%	203.6	66.5%	203.6	1.00	0.15
夫婦のみ世帯	27.1%	466.3	55.1%	233.1	2.00	0.55
三世帯世帯	26.5%	1,042.7	13.6%	198.6	5.25	2.42
全世帯		626.0	13.0%	219.8	2.85	1.40

所得金額階級別世帯分布

所得金額階級	夫65歳以上、妻60歳 以上の夫婦のみの世帯*1		夫65歳以上、妻60歳 以上の夫婦のみの世帯*2		65歳以上の単独世帯*3	
		累積比		累積比		累積比
50万円未満			0.2%	0.2%	9.5%	9.5%
50～100万円未満	6.3%	6.3%	2.9%	3.1%	19.8%	29.3%
100～150			6.0%	9.1%	22.1%	51.3%
150～200			8.0%	17.1%	16.9%	68.2%
200～250	14.1%	20.4%	8.6%	25.7%	10.7%	78.9%
250～300			12.3%	38.0%	7.4%	86.3%
300～350	27.5%	47.8%	13.1%	51.0%	4.6%	90.9%
350～400			10.6%	61.7%	2.7%	93.6%
400～450	21.4%	69.2%	8.0%	69.7%	1.5%	95.1%
450～500			5.6%	75.3%	0.7%	95.8%
500～600	11.0%	80.2%	8.2%	83.5%	1.3%	97.0%
600～700	6.6%	86.8%	4.6%	88.2%	0.7%	97.7%
700～800	4.1%	90.9%	3.3%	91.5%	0.4%	98.1%
800～900	4.0%	94.9%	1.7%	93.2%	0.4%	98.5%
900～1000			1.2%	94.4%	0.5%	99.1%
1000万円以上	5.1%	100.0%	5.6%	100.0%	0.9%	100.0%

*1 平成11年全国消費実態調査(集計世帯数 6,513)

*2 *3 平成10年国民生活基礎調査(大規模調査)より算出。本調査は標本調査であり、誤差があることに留意する必要がある。

3. 高齢者世帯の消費支出状況（平成11年全国消費実態調査）

年間収入階級別の住居等支出額

住居については、低所得世帯の支出額は平均よりも1万円前後少ない。
光熱・水道については、収入階級による支出額の差は小さい。

高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上のみの世帯・世帯主の年齢71.4歳・有業人員0.48人)

年間収入	住居		光熱・水道	家具・家事用品	計	消費支出	持家率	家賃支払世帯割合	家賃額(推計)
	家賃	地代							
平均年収 (487.6万円)	19,495	4,456	16,652	10,559	46,706	253,950	89.0%	14.3%	31,161
200万円未満 6.3%	12,435	5,168	14,098	5,821	32,354	147,108	78.6%	20.8%	24,846
14.1									
200-300 %	13,067	5,572	14,005	7,057	34,129	169,073	78.7%	24.3%	22,930
27.5									
300-400 %	18,081	4,491	15,888	9,465	43,434	225,300	88.6%	15.3%	29,353
21.4									
400-500 %	18,351	4,136	16,717	10,522	45,590	260,672	91.8%	11.8%	35,051
11.0									
500-600 %	23,822	4,488	17,855	12,373	54,050	297,702	93.1%	10.7%	41,944
600-700 6.6%	33,331	4,191	19,560	14,307	67,198	329,902	94.4%	10.3%	40,689
700-800 4.1%	21,283	3,934	19,491	14,113	54,887	343,231	95.6%	6.7%	58,716
800-1000 4.0%	25,327	2,909	18,119	13,616	57,062	357,313	93.7%	8.6%	33,826
1000万円以上 5.1%	25,188	3,562	21,178	18,134	64,500	400,629	95.4%	6.7%	53,164
標準偏差	6,594	798	2,480	3,883	12,353	87,069			12,159

住居 ... 家賃・地代、設備修繕・維持(設備材料、工事その他のサービス(火災保険料など))

光熱・水道 ... 電気代、ガス代、他の光熱(灯油など) 上下水道料

家具・家事用品 ... 家庭用耐久財(家事用耐久財・冷暖房用器具・一般家具) 室内装備・装飾品、寝具類、家事雑貨、家事用消耗品、家事サービス

主な年間収入が公的年金・恩給である世帯(世帯主の年齢68.8歳・世帯人員2.31人・有業人員0.55人)

公的年金・ 恩給受給額	住居		光熱・ 水道	家具・家 事用品	計	消費 支出	持家率	家賃支払 世帯割合	家賃額 (推計)
		家賃・地代							
平均 (年収431.9万円)	20,444	4,594	17,502	11,070	49,016	263,828	89.2%	13.7%	33,533
80万円未満 (年収73.1万円) 1.3%	14,310	8,893	14,877	6,279	35,466	159,959	71.2%	28.4%	31,313
80 - 120 (年収150.5万円) 2.1%	11,062	5,486	14,322	5,408	30,792	144,748	79.6%	22.3%	24,601
120 - 160 (年収204.9万円) 4.6%	18,913	6,295	15,036	7,160	41,109	180,383	79.2%	21.1%	29,834
160 - 200 (年収273.1万円) 6.1%	14,098	6,722	15,614	7,116	36,828	197,057	79.6%	23.6%	28,483
200 - 240 (年収319.4万円) 8.2%	14,177	6,461	16,440	8,283	38,900	208,226	80.0%	23.0%	28,091
240 - 280 (年収368.8万円) 11.3%	18,125	5,495	16,535	10,400	45,060	236,035	87.1%	17.2%	31,948
280 - 320 (年収409.5万円) 16.1%	21,908	4,187	17,508	10,940	50,356	262,733	89.3%	13.2%	31,720
320 - 360 (年収447.1万円) 15.3%	20,922	3,253	17,689	11,129	49,740	277,663	93.7%	9.3%	34,978
360 - 440 (年収493.6万円) 21.3%	21,155	4,276	18,055	12,660	51,870	287,540	93.3%	10.2%	41,922
440 - 520 (年収601.8万円) 7.2%	24,405	3,556	19,953	12,338	56,696	333,109	94.9%	7.5%	47,413
520万円以上 (年収782.0万円) 6.5%	32,080	2,688	20,566	18,491	71,137	377,316	96.8%	5.4%	49,778
標準偏差	5,914	1,833	2,031	3,758	11,467	73,190			8,227

(参考)

公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」における公的年金・恩給の総所得に占める割合(平成12年国民生活基礎調査)

20%未満	20 - 40	40 - 60	60 - 80	80 - 100	100%
3.9%	7.9%	8.4%	8.9%	9.5%	61.4%

† 「高齢者世帯」: 65歳以上のもののみで構成するか、または、これに18歳未満のものが加わった世帯

世帯類型別の住居等支出額

住居については、世帯類型や世帯人員による支出額の差は小さい。
光熱・水道については、世帯人員の大きさによって支出額が増加する。

高齢者夫婦世帯(夫 65 歳、妻 60 歳以上) (世帯主の平均年齢 71.4 歳)

住居	19,495	枠内計	46,706
家賃・地代	4,456	家賃支払 世帯割合	14.3%
光熱・水道	16,652	家賃額 (推計)	31,160
電気代	8,011		
ガス代	3,783		
家具・家事用品	10,559		
食料	64,009		
消費支出	253,950		

単身無職世帯(60 歳以上) (平均年齢 71.5)

住居	21,276	枠内計	39,319
家賃・地代	10,712	家賃支払 世帯割合	32.0%
光熱・水道	10,118	家賃額 (推計)	33,475
電気代	4,539		
ガス代	2,725		
家具・家事用品	7,925		
食料	33,425		
消費支出	156,328		

・ 男 (平均年齢 72.0)

住居	19,188	枠内計	37,865
家賃・地代	12,191	家賃支払 世帯割合	34.1%
光熱・水道	9,896	家賃額 (推計)	35,751
電気代	4,421		
ガス代	2,704		
家具・家事用品	8,781		
食料	38,345		
消費支出	154,705		

・ 女 (平均年齢 71.3)

住居	21,952	枠内計	39,790
家賃・地代	10,233	家賃支払 世帯割合	31.3%
光熱・水道	10,190	家賃額 (推計)	32,693
電気代	4,578		
ガス代	2,731		
家具・家事用品	7,648		
食料	31,834		
消費支出	156,853		

住宅の所有関係別の住居等支出額

住居については、持ち家・借家によって、支出額は約3倍の差がある。
 光熱・水道については、持ち家・借家によって、支出額の差は小さい。

高齢者夫婦世帯(夫 65 歳、妻 60 歳以上)

・ 持ち家 (構成比 88.7%)

住居	<u>17,576</u>	枠内計	<u>45,441</u>
家賃・地代	946		
光熱・水道	<u>17,021</u>		
電気代	8,276		
ガス代	3,783		
家具・家事用品	<u>10,844</u>		
食料	64,616		
消費支出	258,514		

・ 民営借家・借間 (構成比 3.9%)

住居	<u>49,466</u>	枠内計	<u>70,506</u>
家賃・地代	47,308		
光熱・水道	<u>14,078</u>		
電気代	6,111		
ガス代	4,001		
家具・家事用品	<u>6,962</u>		
食料	58,424		
消費支出	229,452		

・ 公営借家 (構成比 5.1%)

住居	<u>17,733</u>	枠内計	<u>38,547</u>
家賃・地代	16,429		
光熱・水道	<u>13,257</u>		
電気代	5,534		
ガス代	3,684		
家具・家事用品	<u>7,557</u>		
食料	56,552		
消費支出	184,526		

住居等支出額の地域差

住居については、地域によって、支出額は3～5倍程度の差がある。

光熱・水道については、地域によって、支出額の差は小さい。

高齢者夫婦世帯(夫65歳、妻60歳以上)

	住居	光熱・水道	家具・家事用品	計
全国平均	19,495	16,652	10,559	46,706
3大都市圏	22,089	16,966	10,735	49,790
(住居支出上位5県)				
福島県	30,275	17,103	10,002	57,380
東京都	29,797	17,772	12,285	59,854
大分県	27,864	14,886	12,157	54,907
長崎県	25,470	16,362	9,138	50,970
栃木県	24,846	17,519	11,026	53,391
(住居支出下位5県)				
熊本県	10,935	15,835	8,891	35,661
山形県	10,176	19,224	11,240	40,640
滋賀県	8,120	17,750	10,397	36,267
青森県	7,473	20,160	11,306	38,939
沖縄県	6,194	19,299	9,339	34,832
標準偏差	5,256	1,326	1,350	5,598

介護保険施設の個室等の状況

	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設(老人保健施設)	介護療養型医療施設(病院・診療所)
特別な居室等(入所者・入院患者が選定する特別な居室等)の基準			
定員	1~2人	1~2人	1~2人 特例: 12.3.31 時の特別な病室は、当分の間、4人以下
割合	おおむね定員の5割以下	おおむね定員の5割以下	おおむね定員の5割以下 特例: 12.3.31 時に特別な病室を提供していた場合、17.3.31 まで適用せず 特例: 開設者が国の場合は2割、地方公共団体の場合は3割
床面積	10.65 m ² 以上	8 m ² 以上 特例: 12.3.31 時の特別な療養室は、当分の間、適用せず	6.4 m ² 以上 特例: 12.3.31 時の特別な病室は、当分の間、適用せず
その他	国・地方公共団体などの負担・補助による建築、買収、改造による場合、室料は徴収不可。		

特別な室料の状況 (平成 12 年 10 月 1 日現在)																																							
特別な室料を徴収する特別な居室数	176 室 (個室・2人室の 0.3%) うち 個室: 149 室 (個室の 0.5%) うち 2人室: 27 室 (2人室の 0.1%)	17,975 室 (個室・2人室の 47.9%) うち 個室: 14,280 室 (個室の 61.6%) うち 2人室: 3,695 室 (2人室の 27.0%)	6,603 室 (うち4人室 6 室) うち 個室: 4,565 室 (個室の 66.2%) うち 2人室: 2,032 室 (2人室の 29.6%)																																				
平均室料(月額換算)	個室: 53,610 円/月 2人室: 31,110 円/月	個室: 68,100 円/月 2人室: 31,830 円/月	個室: 116,760 円/月 2人室: 72,210 円/月																																				
室料(月額換算)の分布	<table border="1"> <tr> <td>3万円未満</td> <td>3-6万円</td> <td>6-9万円</td> <td>9-12万円</td> <td>12-15万円</td> <td>15万円以上</td> </tr> <tr> <td>58.5%</td> <td>11.4%</td> <td>18.2%</td> <td>0.6%</td> <td>0.0%</td> <td>11.4%</td> </tr> </table>	3万円未満	3-6万円	6-9万円	9-12万円	12-15万円	15万円以上	58.5%	11.4%	18.2%	0.6%	0.0%	11.4%	<table border="1"> <tr> <td>3万円未満</td> <td>3-6万円</td> <td>6-9万円</td> <td>9-12万円</td> <td>12-15万円</td> <td>15万円以上</td> </tr> <tr> <td>15.1%</td> <td>36.3%</td> <td>22.9%</td> <td>13.1%</td> <td>5.6%</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	3万円未満	3-6万円	6-9万円	9-12万円	12-15万円	15万円以上	15.1%	36.3%	22.9%	13.1%	5.6%	7.2%	<table border="1"> <tr> <td>3万円未満</td> <td>3-6万円</td> <td>6-9万円</td> <td>9-12万円</td> <td>12-15万円</td> <td>15万円以上</td> </tr> <tr> <td>6.8%</td> <td>20.7%</td> <td>23.1%</td> <td>17.9%</td> <td>7.5%</td> <td>24.0%</td> </tr> </table>	3万円未満	3-6万円	6-9万円	9-12万円	12-15万円	15万円以上	6.8%	20.7%	23.1%	17.9%	7.5%	24.0%
3万円未満	3-6万円	6-9万円	9-12万円	12-15万円	15万円以上																																		
58.5%	11.4%	18.2%	0.6%	0.0%	11.4%																																		
3万円未満	3-6万円	6-9万円	9-12万円	12-15万円	15万円以上																																		
15.1%	36.3%	22.9%	13.1%	5.6%	7.2%																																		
3万円未満	3-6万円	6-9万円	9-12万円	12-15万円	15万円以上																																		
6.8%	20.7%	23.1%	17.9%	7.5%	24.0%																																		

個室・2人室の状況 (平成 12 年 10 月 1 日現在)									
個室等の定員の合計が施設の定員に占める割合	施設数: 4,463 施設 総定員数: 298,912 人 総室数: 110,057 室(うち個室 29.3%、2人室 17.5%) 個室定員が施設定員に占める割合: 10.8% 2人室定員が施設定員に占める割合: 12.9%			施設数: 2,667 施設 総定員数: 233,536 人 総室数: 83,099 室(うち個室 27.9%、2人室 16.5%) 個室定員が施設定員に占める割合: 9.9% 2人室定員が施設定員に占める割合: 11.7%			施設数: 3,862 施設(うち病院 2,472、診療所 1,390) 総定員数†: 116,111 人 総室数‡: 36,601 室(うち個室 18.8%、2人室 18.8%) 個室定員が施設定員に占める割合: 5.9% 2人室定員が施設定員に占める割合: 11.8%		
	個室定員が占める割合	施設分布	個室・2人室定員の合計が占める割合	施設分布	個室定員が占める割合	施設分布	個室・2人室定員の合計が占める割合	施設分布	
	80~100%	0.8%	80~100%	4.7%	80~100%	1.6%	80~100%	16.2%	
	60~80	0.5%	60~80	3.3%	60~80	1.6%	60~80	2.6%	
40~60	1.9%	40~60	10.3%	40~60	7.4%	40~60	7.7%		
20~40	16.2%	20~40	22.5%	20~40	26.5%	20~40	16.8%		
0~20	50.8%	0~20	54.3%	0~20	61.3%	0~20	28.5%		
0%	29.9%	0%	4.9%	0%	1.6%	0%	28.1%		

† 指定事業を行う病棟または病室の病床数

‡ 介護療養施設サービスを行う病室数

特別養護老人ホーム入所者の1月当たり負担額（介護サービス費自己負担分・食費標準負担額）

【通常規模 / 介護・看護職員 3 : 1 以上】

介護保険施行後の新規入所者のケース

保険料段階 要介護度	第1段階					第2段階					第3～5段階				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担分（1割）（A）															
その他地域（×10.00）	24,220	25,575	26,929	28,284	29,639	24,220	25,575	26,929	28,284	29,639	24,220	25,575	26,929	28,284	29,639
特別区（×10.48）	25,382	26,802	28,222	29,642	31,062	25,382	26,802	28,222	29,642	31,062	25,382	26,802	28,222	29,642	31,062
高額介護サービス費（B）	15,000					24,600					37,200				
実際の自己負担額（C）															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> A B のとき (C) = (B) </div>															
その他地域	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	24,220	24,600	24,600	24,600	24,600	24,220	25,575	26,929	28,284	29,639
特別区	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	25,382	26,802	28,222	29,642	31,062
食費の標準負担額（D）	9,125 （= 300円 × 30.4日）					15,208 （= 500円 × 30.4日）					23,725 （= 780円 × 30.4日）				
合計額（C）+（D）															
その他地域	24,125					39,428	39,808				47,945	49,300	50,654	52,009	53,364
特別区											39,808				

1. 居宅介護支援の現行の報酬体系

要支援	650 単位
要介護 1 又は要介護 2	720 単位
要介護 3 , 要介護 4 又は要介護 5	840 単位

特別地域居宅介護支援加算
(所定単位数 × 15%)

2. 居宅介護支援の報酬体系を考える視点

現行の報酬体系

【3種類の単位】

要支援	650 単位
要介護 1 又は 2	720 単位
要介護 3, 4 又は 5 単位	840 単位

【単位設定の基礎】

1. 人件費
在宅介護支援センターにおける指導員、看護婦の年間給与の平均

年間約 480 万円

2. 管理費、旅費、通信連絡費、サービス担当者会議費等
年間約 190 万円

年間所要額

1 + 2 = 年間約 670 万円

居宅介護支援に相当する業務の費用としてこの費用の 65% 部分を、利用者 1 人月額に換算
(利用者 50 人 / 介護支援専門員 1 人)

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】

第 2 条第 2 項

(常勤の介護支援専門員の) 員数の標準は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(通知)

- ・ 増員に係る介護支援専門員は非常勤でも可。
- ・ 居宅介護支援事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉する者により併せて行われることが、より効果的であると考えられるため、他の業務との兼務でも可。

現行の報酬体系に関する論点

介護報酬設定の前提となる担当利用者数をどう考えるか

前提となる業務形態をどう考えるか。

- 専従：専門性
- 兼務：サービス提供の実態を十分に理解した者による居宅介護支援が効果的かつ効率的

業務を適切に行える標準的な利用者数はどの程度か。

報酬単位の設定の仕方をどうするか

包括・一律の単位とするか。

- ・ 利用者の属性に応じた業務量の差を評価するか。
要介護度別
その他の利用者や家族の属性

業務内容や事務所の体制に応じ、出来高的な評価を導入した単位とするか。

- ・ 加算等を設けるべきか

質の向上に資する評価はどうあるべきか。

地域区分に応じた単価を設定することについてどう考えるか。

データ(1) < 担当利用者数関連 >

【介護支援専門員の数及び担当利用者数】

全国の指定居宅介護支援事業所数	22,127
集計客体とした指定居宅介護事業所数	15,241
当該事業所の介護支援専門員数（常勤換算）	25,801
うち常勤（専従者＋兼務者常勤換算）	24,206
うち非常勤（常勤換算）	1,595
1事業所当たり介護支援専門員数（常勤換算）	1.69
1事業所当たり利用者数	68.5
1介護支援専門員（常勤換算）当たり利用者数	40.5

（平成12年10月 介護サービス施設・事業所調査）

【利用者の要介護度の状況】（％） 平均要介護度 1.99

要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
15.6	33.4	20.3	12.4	9.7	8.6

（国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分）

【居宅介護支援業務の状況】

（平成13年7～8月（財）長寿社会開発センター「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」全国調査、調査対象2,000事業所、有効回答事業所数851（有効回答率42.6％））

併設施設・サービス（％：複数回答）

特養	老健	介護 療養型	その他 医療機関	訪問通所 サービス	在介支援 センター	その他 の施設	なし
21.5	12.1	10.5	15.4	87.8	40.3	9.2	4.3

介護支援専門員の勤務形態（％）

常勤・専従	常勤・兼務	非常勤・専従	非常勤・兼務	無回答
35.5	50.4	5.5	7.7	1.0

介護支援専門員の兼務率（加重平均） 66.0％
（介護支援専門員の勤務形態別人数に居宅介護支援事業所での勤務時間を乗じたものを勤務形態別人数に1か月間の総勤務時間を乗じたもので除して算出）

介護支援専門員の主な保有資格（上位3位）

- ・ 看護婦・士 36.2％
- ・ 介護福祉士 28.7％
- ・ 訪問介護員 11.8％（1～3級の合計）

サービス担当者会議の開催（％：複数回答）

定例 月1回以上	定例 月1回未満	随時	開催なし
21.2	6.1	52.4	23.4

サービス担当者会議で検討する事例（％：複数回答）

全事例	5.5
新規・変更事例の全て	13.7
新規・変更事例の一部	37.7
要介護認定更新事例（全てもしくはその一部）	7.7
その他必要のある事例等	79.1

調査月の1か月中にケアプランを変更した利用者の割合
平均11.3％

【担当利用者と業務内容・ケアプラン内容】

(平成13年7～8月(財)長寿社会開発センター「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」全国調査、調査対象事業所から要介護度別に抽出した3,570利用者)

ケアプランに組み入れられているサービス種類数別の利用者割合(%)

1種類	2種類	3種類	4種類	5種類以上	無回答
49.0	26.9	12.4	5.0	2.5	4.3

介護支援専門員1人が担当している利用者数と業務内容・ケアプラン内容の関係

- 本調査では、介護支援専門員1人が担当している利用者数によって業務内容やケアプラン内容に差が生じているとも、生じていないとも決めがたい。

(参考)

- 統計学的関連があったもの(いずれも弱い関連)
 - 担当利用者数が多くなると当該項目が減少
 - 利用者宅への訪問回数
 - 他事業所への訪問回数
 - 利用者との電話回数
 - サービス担当者会議の開催有
 - 担当利用者数が多くなると当該項目が増加
 - 利用者の来所回数
 - サービス担当者会議の開催無
- 統計学的関連がなかったもの
 - ケアプランに組み込まれているサービス種類数
 - 他事業所からの来所回数
 - 他事業所との電話回数
 - ケアプラン変更の有無

データ(2) <報酬単位の設定の仕方関連>

【利用者の属性と介護支援専門員の労働投入時間】

(平成13年7～8月(財)長寿社会開発センター「居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」タイムスタディ調査、22事業所の介護支援専門員102人、利用者4,838人)

介護支援専門員1人(常勤換算)1か月当たりの労働投入時間

勤務形態	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
業務時間(時間)	200.4	197.4	102.4	-
ケアマネジメント時間	143.7	96.3	70.3	-
比率(%)	71.7	48.8	68.7	-

*ケアマネジメント以外の時間は、訪問通所等のサービス提供、要介護認定調査等に從事。

利用者1人1か月当たりの労働投入時間

業務内容	訪問	来所	電話	サービス担当者会議	ケアプラン作成
業務時間(分)	44.5	6.1	17.7	1.0	28.7
比率(%)	27.5	3.8	10.9	0.6	17.7

事業所内での報告等*1	報酬請求等の業務*2	その他	合計
13.7	22.7	27.5	161.8
8.5	14.0	17.0	100.0

*1:居宅介護支援事業所内での報告・連絡・検討、併設事業所のサービス担当者との相談・検討等

*2:給付管理票作成、居宅介護支援費請求、行政との会議等

利用者属性と労働投入時間との関係

1) 要介護度

- ・ 要介護度別にみると、労働投入時間は要介護 4、5 で長く、要支援が最も短くなっており、統計学的関連があった。

2) 要介護度とは独立して、労働投入時間との統計学的関連がみられた利用者属性

当該項目により労働投入時間が増加	当該項目により労働投入時間が減少
<ul style="list-style-type: none">・ 新規利用者・ 経済状態が苦しい・ 経済状態にゆとりがある・ 当該利用者に係るケアプラン変更あり・ 当該利用者に係るサービス担当者会議あり	<ul style="list-style-type: none">・ 継続利用者・ 経済状態は普通・ 当該利用者に係るケアプラン変更なし・ 当該利用者に係るサービス担当者会議なし

3) 当該利用者の利用サービス種類数

- ・ 当該利用者のケアプランに組み込まれた利用サービス種類数が多いほど、労働投入時間が長くなるという統計学的関連があった。要介護度別の労働投入時間の差の要因は、このサービス種類数と考えられた。

3. 参考資料

居宅介護支援

介護給付費に関するデータ（国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分）

居宅介護支援総費用	9,685,260	千円							
介護給付費全体に占める割合	2.98	%							
			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数	1,286,115		200,924	428,981	261,187	160,023	124,438	110,562	
	100%		15.6%	33.4%	20.3%	12.4%	9.7%	8.6%	
利用者1人当たり平均単位数 /月(単位)	753		659	727	727	846	847	847	
利用者1人当たり平均利用日数 /月(日)	-		-	-	-	-	-	-	
利用者1日当たり平均単位数 (単位)	-		-	-	-	-	-	-	
			社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	営利法人	非営利法人 (NPO)	生協	その他法人
指定事業所数	22,149		5,116	2,332	5,806	4,969	247	546	3,133
(平成13年5月現在、厚生労働省調べ)	100%		23.1%	10.5%	26.2%	22.4%	1.1%	2.5%	14.1%
請求事業所数	18,582		4,586	2,034	3,977	3,540	183	432	3,830
1事業所当たり平均費用額 /月(日)	504,319		658,084	667,863	440,072	284,570	270,595	450,969	
1事業所当たり平均利用実人数 /月(人)	67.0		87.7	88.6	58.5	38.1	36.2	59.8	
利用者1人当たり平均費用額 (円)	7,531		7,504	7,537	7,519	7,472	7,471	7,543	

(平均要介護度 1.99)

要介護状態区分別

			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位数 (千単位)	968,551		132,353	311,999	189,762	135,439	105,366	93,633
	100%		13.7%	32.2%	19.6%	14.0%	10.9%	9.7%
1件当たり単位数 (単位)	753.1		658.7	727.3	726.5	846.4	846.7	846.9

サービス提供事業所に関するデータ（介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月）

利用者数規模別事業所数の構成割合

		1~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50~99人	100人以上	不明等	1事業所当たり 利用者数(人)
居宅介護支援事業所	100.0%	9.3%	9.1%	8.4%	8.5%	9.2%	27.3%	20.0%	8.2%	68.5

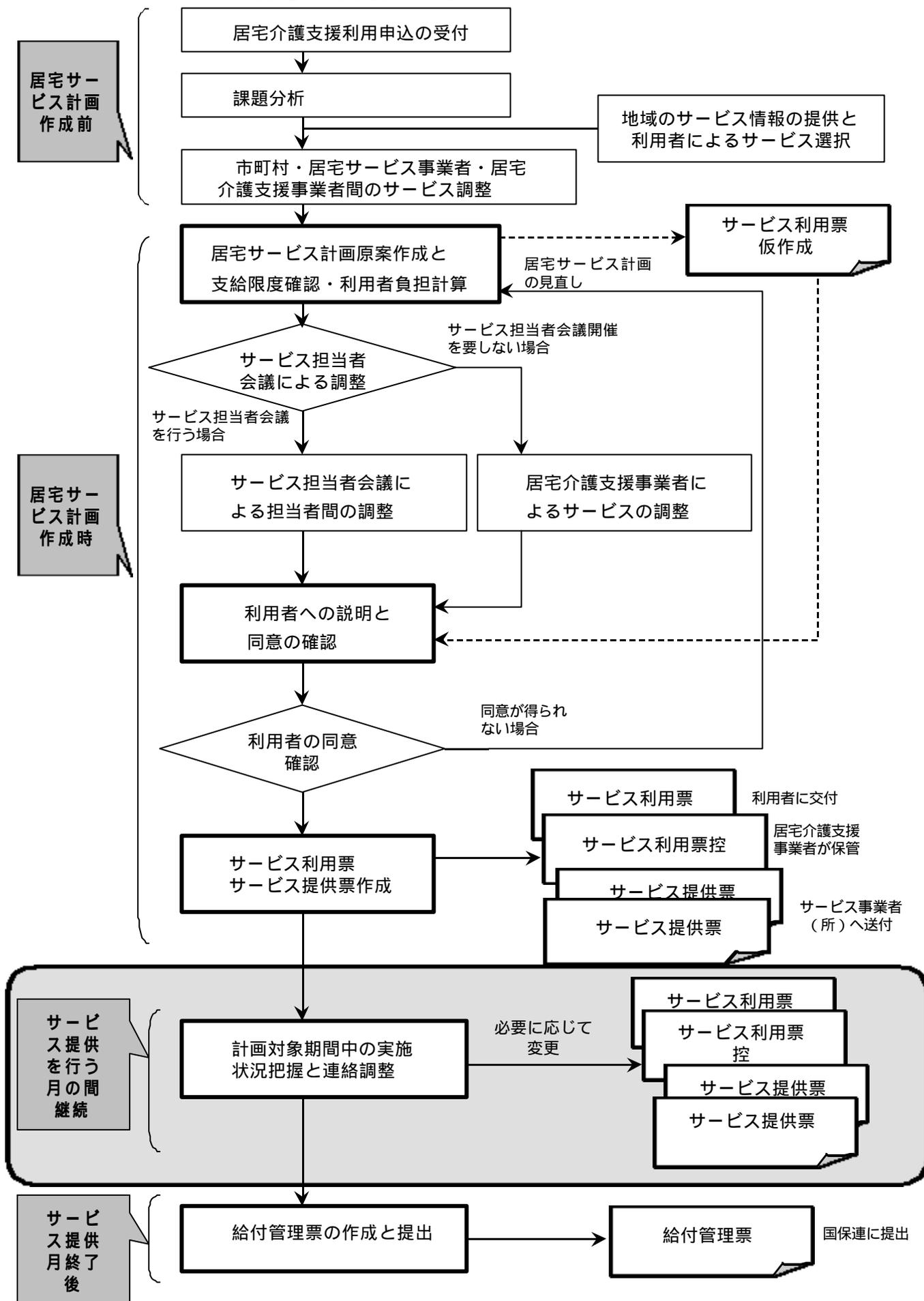
従事者数と利用者数、要介護度等

	全体	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	株式会社	非営利法人 (NPO)
事業所数	15,241	3,879	1,600	3,873	1,418	129
介護支援専門員(常勤換算)	1.7	1.8	1.9	1.6	1.4	1.3
うち常勤専従(再掲)	1.0	1.2	1.1	0.9	1.1	0.8
その他の職員	0.3	0.3	0.2	0.4	0.3	0.3
利用者数(要支援者及び要介護者)						
1事業所当たり	67.6	91.7	86.6	57.6	39.4	35.8
介護支援専門員1人当たり	39.9	50.7	45.0	35.5	27.7	28.0
平均要介護度	2.03	1.93	1.80	2.11	2.04	1.97

勤務形態別介護支援専門員数

	実人員	常勤換算
事業所数	15,241	
介護支援専門員数	37,904	25,801
うち常勤(専従+常勤兼務)	33,299	24,206
非常勤	4,605	1,595
1事業所当たり介護支援専門員数	2.49	1.69

居宅介護支援業務のフローチャート



居宅サービス計画書(1)

初回 ・ 紹介 ・ 継続

認定済 ・ 申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 年 月 日 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____

居宅サービス計画作成(変更)日 _____ 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 _____ 年 月 日

認定日 _____ 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分	要支援 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
利用者及び家族の介護に対する意向	----- ----- -----
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	----- ----- -----
総合的な援助の方針	----- ----- ----- -----
家事援助中心型の算定理由	1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他()

第3表

週間サービス計画表

利用者名 _____ 殿

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								
	6:00								
早朝	8:00								
	10:00								
午前	12:00								
	14:00								
午後	16:00								
	18:00								
夜間	20:00								
	22:00								
深夜	24:00								
	2:00								
	4:00								

週単位以外 のサービス	
----------------	--

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）

第一条 指定居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

三 運営に関する基準

(七) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

利用者自身によるサービスの選択(第二号)

介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供することにより、利用者にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならないものである。

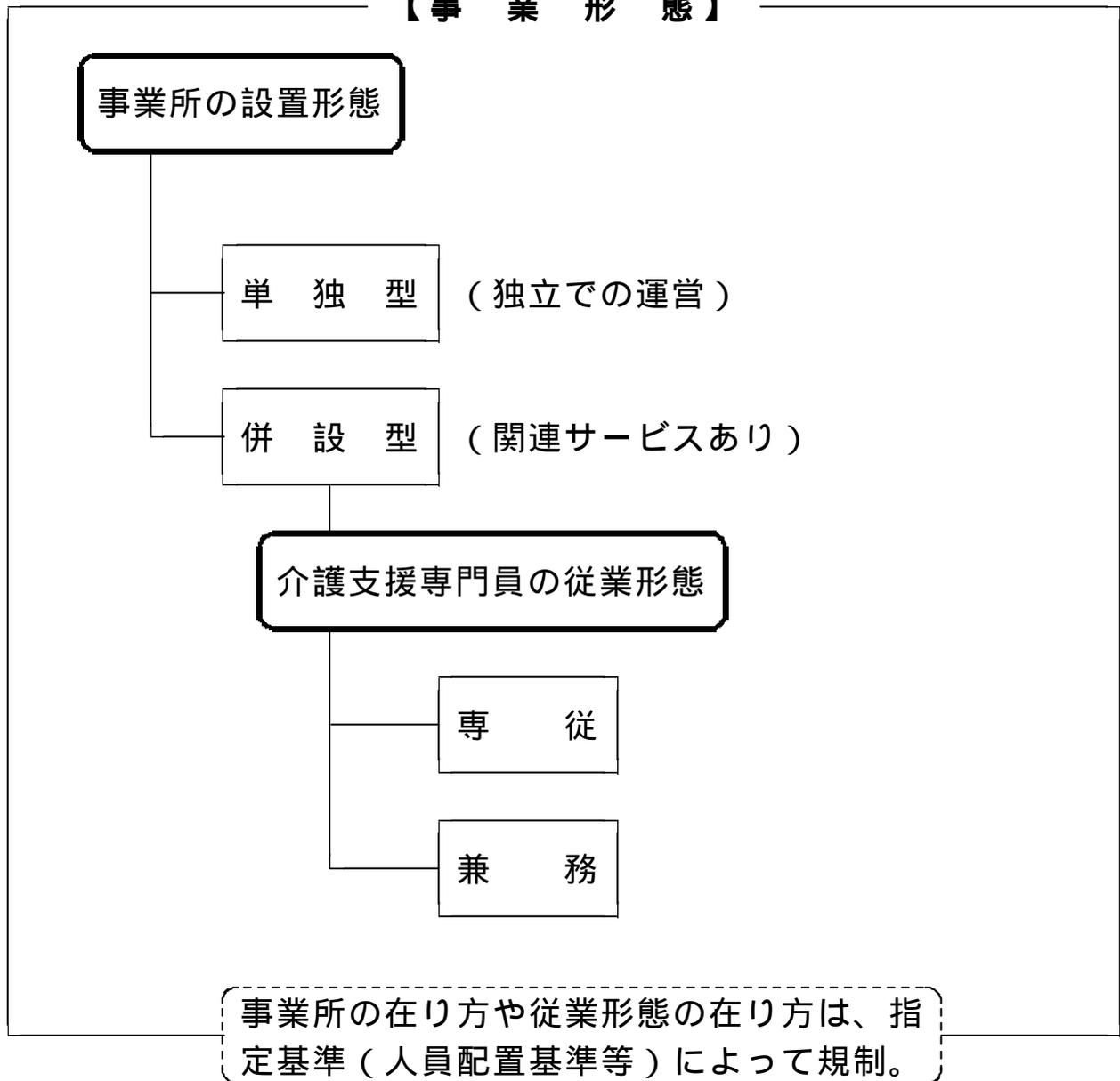
(一六) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

基準第二十五条第一項は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁じた規定である。これは、例えば、指定居宅介護支援事業者又は介護支援専門員が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを利用するように指示すること等により、事実上他の居宅サービス事業者の利用が妨げられることとなり、居宅介護支援の公正中立性や利用者のサービス選択の自由が損ねられることを防止するための規定である。

基準第二十五条第二項は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととしたものである。

居宅介護支援の事業形態について

【事業形態】



【介護報酬設定の基礎】

居宅介護支援の事業に要する事業所経費

介護支援専門員 1 人当たりの担当利用者数

専従 / 兼務

介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成について

1．介護支援専門員の定義（介護保険法第79条等）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調整を行う者であって、要介護者等が自立して日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものであって、都道府県が行う、試験（実務研修受講試験）に合格し、研修（実務研修）の課程を修了し、名簿登録された者

2．介護支援専門員の業務

- ・居宅介護支援（居宅サービス計画の作成等）
- ・施設における施設サービス計画の作成等

3．介護支援専門員養成の流れ

対象者



受験資格 :保健・医療・福祉分野で5年以上の実務経験を有する者等

試験（実務研修受講試験）



試験目的 :実務研修が受講できる基礎知識の有無を確認。

試験内容 :介護保険制度（要介護認定、介護サービス計画の作成、介護支援サービスの理念・方法など）、保健・医療・福祉サービス分野の基礎的知識

実施主体 :都道府県又は都道府県が指定する法人

実務研修



内容 :要介護認定、介護支援サービス等

方法 :講義及び演習・実習形式

実施主体 :都道府県又は都道府県が指定する法人

研修修了証及び 登録証明証の発行



居宅介護支援事業者又は
介護保険施設において従事

介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲

実務経験5年以上

(1) 保健医療福祉に関する法定資格

〔医師等〕

医師、歯科医師

〔薬剤師等〕

薬剤師、保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士を含む)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師

〔福祉士等〕

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

(2) 相談援助業務従事者

- ・ 指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の相談援助業務従事者
- ・ 施設・事業等に必置の相談援助業務従事者(例：特別養護老人ホームの生活相談員など)
- ・ 福祉事務所のケースワーカー
- ・ 医療機関の医療社会事業従事者(MSW)

など

(3) 介護職員かつ社会福祉主事任用資格・訪問介護員2級研修修了者

- ・ 指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の介護業務従事者
- ・ 施設・事業等の介護業務従事者(例：特別養護老人ホームの寮母など)
- ・ 訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)

など

実務経験10年以上

(4) 上記(3)以外の介護職員(=社会福祉主事任用資格・訪問介護員2級研修修了者ではない介護職員)

介護支援専門員に関する研修

1. 介護支援専門員実務研修（H10～）

目的：介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、
要介護認定及び要支援認定に関する専門的知識及び技術
居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する専門的知識及び技術
等の必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図るとことを目的とする事業。

実施主体：都道府県又は都道府県知事の指定した法人

研修対象者：実務研修受講試験合格者

研修内容：・「都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等」
・「要介護認定等基準及び認定調査手法」
・「課題分析・居宅サービス計画等作成手法説明及び演習」
 { 課題分析標準項目
 課題分析手法
 居宅サービス計画等の作成
 給付管理業務
・「要介護認定等認定調査実習」
・「課題分析・居宅サービス計画等作成実習」
・「意見交換・講評」

研修時間：3 2 時間

2. 介護支援専門員現任研修(H12～)

目的：介護保険制度運営の要である介護支援専門員に対して、実務研修終了後においても、定期的に現任研修を行い、もって介護支援専門員の資質向上を図る事業。

実施主体：都道府県又は都道府県知事の指定した法人

研修対象者：現に介護支援専門員としての実務に携わっている者

研修内容：・講義「介護支援サービス論」
 { 基本知識・基本姿勢等の確認（例：主治医等他職種との連携等）
 不得意分野の補足（例：福祉用具・住宅改修、地域福祉権利擁護事業、リハビリテーション等）
 実務研修の補足
・演習「居宅サービス計画等作成演習」
 { 居宅サービス計画等事例作成
 班編成によるサービス担当者会議演習
 居宅サービス計画等モニタリング演習

研修時間：1 2 時間

ケアマネジャーに対する支援策について

(1) 研修事業に関する取組み

平成12年11月16日に開催された「全国介護保険担当課長会議」において、各都道府県に対し、「介護支援専門員現任研修事業」の実施に際しては、現任者の知識、技能の向上を図るという研修趣旨に鑑み、制度運営事項に関する最新の動向等を踏まえ行うよう依頼。

平成12年度老人保健健康増進等事業において、「介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方研究委員会」を設置し、現任の介護支援専門員に対する研修のあり方についての検討を行ったところ。5回の開催を踏まえ、現在、報告書を取りまとめ中。

(2) 業務支援に関する取組み

いわゆる無報酬問題への支援

介護支援専門員の業務のうち介護報酬で対応することができないショートステイ振替業務、住宅改修の理由書作成業務等について、介護保険の制度外のサービスである「介護予防・生活支援事業」の市町村事業として、平成13年1月1日より、国庫補助の対象としたところ。

* 短期入所振替利用支援事業（短期入所の振替利用手続きの業務）

- ・単価は1月1件あたり2,000円
- ・訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化が図られるまで（平成13年12月末まで）の時限措置。

* 住宅改修支援事業（住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務）

- ・単価は1月1件あたり2,000円
- ・次期介護報酬見直し等の機会に、その位置づけについて再検討を行う予定。

情報提供

介護支援専門員への支援を更に一層推進するため、厚生省、都道府県、市区町村及び居宅介護支援事業者等の協力に基づき、各地における介護支援専門員支援に向けての取組例や事務簡素化の工夫例等について情報の蓄積・共有を進めるための情報提供体制を構築。

(3) 13年度予算における取組み

養成事業

介護支援専門員の養成、資質の向上を図るため、13年度においても引き続き国庫補助を行う。

- ・「介護支援専門員現任研修事業費」 0.4億円
- ・「介護支援専門員実務研修事業費」 1.0億円

「介護支援専門員活動支援モデル事業」(新規・1.1億円)

介護サービス計画(ケアプラン)の作成等の業務を支援するため、介護サービス計画の作成事例収集、インターネットの活用等による情報の提供など、介護支援専門員が行う業務を円滑かつ効果的に行うための研究等にモデル的に取り組む自治体を支援。

「介護支援専門員等研修事業」(新規・1.1億円)

介護支援専門員及び福祉用具専門相談員等に対し、福祉用具や住宅改修の導入効果、事業者との連携方法など、福祉用具及び住宅改修に関する知識の普及のための研修を実施。

ケアマネジメントリーダー活動支援事業

平成13年度予算額
0千円

平成14年度要求額
354,907千円

創設年度	平成14年度
補助根拠	予算補助
補助率	国 1/2、都道府県1/2 国 1/2、都道府県1/4、市町村 1/4

1 目的

介護保険制度運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の地域における支援体制を強化するため、在宅介護支援センター等に関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーを設置し、市町村事業として、その活動支援を行うとともに、都道府県事業として、ケアマネジメントリーダーの養成や相談窓口体制の設置などの支援を行う。

2 事業内容

(1) 市町村事業（平成14年度要求額：124,419千円）

「ケアマネジメントリーダー活動促進事業」

各地域のケアマネジャーの活動状況の把握、連絡調整、指導助言など、定期的に行われるケアマネジメントリーダー活動を支援する。

(2) 都道府県事業（平成14年度要求額：230,488千円）

「都道府県・介護支援専門員支援会議」の設置・運営

ケアマネジャー関係者等からなる支援会議の設置、ブロック別意見交換会の開催、国におけるケアマネジメントリーダー研修への受講者選出、ケアプラン事例集の作成・配布など。

都道府県ケアマネジメントリーダー養成研修事業

国において養成されたケアマネジメントリーダーを講師とした、各圏域のケアマネジメントリーダー養成（伝達研修）の実施（全国：1,800人）

ケアマネジメントリーダー等相談窓口設置事業

リーダー輪番制による相談対応、サービス担当者会議関係者連絡網の設置、ブロック圏域での研修会開催、基幹型在宅介護支援センター未設置地域での直接支援など。

独自研修等促進事業

多職種での合同研修会、優良ケアプランでの事例研修会の開催など

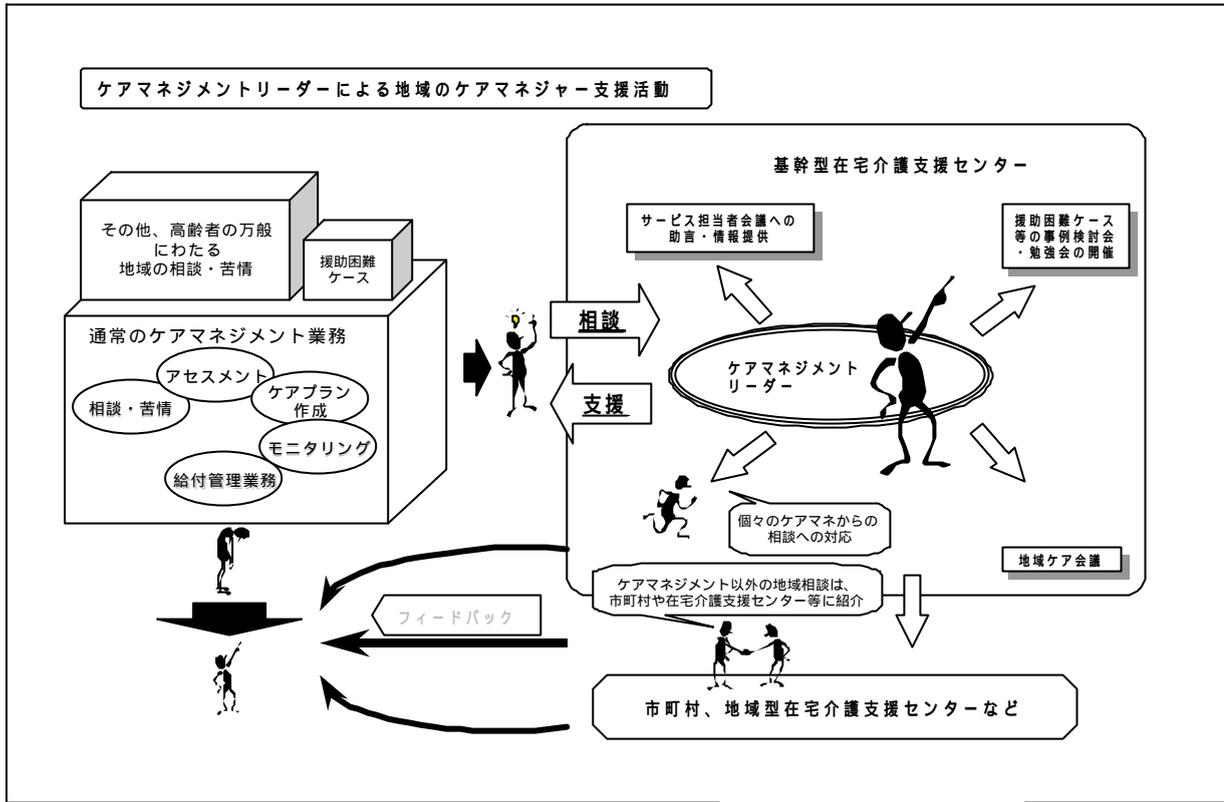
3 実施主体 市区町村（2 - (1) の事業）

都道府県（2 - (2) の事業）

4 参考

この他、厚生労働省においても、各都道府県でのケアマネジメントリーダー養成研修に資するための全国統一的な研修会を実施。（平成14年度要求額：7,223千円）

ケアマネジャーに対する支援対策イメージ図



介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援体制

基幹型在宅介護支援センターにおけるケアマネジャー支援体制の強化

～ケアマネジメントリーダーの活動～

- ・ サービス担当者会議開催支援
- ・ 個別のケアマネジャーの相談に応じた助言・指導
- ・ 援助困難ケースにおけるケアマネジメント支援、関係者間の連絡調整
- ・ 居宅介護支援事業所巡回相談
- ・ 定期的な地域のケアマネジャーの状況把握及び都道府県との連携

ケアマネジメントリーダー活動支援事業

～市区町村等のケアマネ支援体制をバックアップ～

- ・ 都道府県・介護支援専門員支援会議の設置・運営
- ・ ケアマネジメントリーダーの養成
- ・ 「ケアマネジメントリーダー相談窓口」設置事業
- ・ 多職種での合同研修会、優良ケアプランでの事例演習などの開催

ケアマネジメントリーダー養成研修事業

～都道府県での伝達研修を行う「ケアマネジメントリーダー」を養成～

